

処分基準の改定について（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）

公開日 2012年04月02日

1 規則等の題名

処分基準の改定（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）

2 根拠法令・条項

- (1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346）
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第211号）第4条
- (3) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成24年政令第26号）第33条

3 規則等の制定日

平成24年4月1日（日曜日）

4 結果公示の日

平成24年4月2日（月曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定に伴い当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続きを実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

別添「処分基準」のとおり。

8 参考資料

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

- (2) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

9 担当課・連絡先

高知県警察本部警務部総務課

電話 088 - 826 - 0110 (内線1913)